

# 一、第八条 「皇室の財産授受」

〔清原淳平会長記〕

## 現憲法の条文

### 第八条 [皇室の財産授受]

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与する」とは、国会の議決に基かなければならぬ。

#### ○問題点の（一）

① 皇室財産は、大日本帝国憲法時代と日本国憲法下とでは、大きな差異がある。明治維新の結果、それまでは徳川家が膨大な財産を所有し、その下の大名・旗本たちも、その領地に従い、版籍（土地と住民）を有していたが、それらをすべて御皇室に返還する「版籍奉還」が行われた。ただ、それらがすべて天皇の私有になったというわけではない。歴代天皇の御陵（お墓）をはじめ天皇家に直接係わるものは帝室費に計上されたが、それらも天皇が自由に処分することはできず大蔵卿の管掌、すなわち国有財産であった。

② しかし、明治二十二年に国会が開設されると、皇室財産を国有財産とすると、その支出に当たり、国家予算として国会の承認が必要となるため、木戸孝允ほかにより、皇室・皇族の品位を保つためには、当時のヨーロッパの君主國家と同様、宮中の予算是、国家予算と切り離し、一般会計の外に置かれた。またその後、やはり維新の元勲岩倉具視ほかにより、明治四十三年（一九一〇年）「皇室財産令」が制定されて、「御料ハ宮内大臣之ヲ管理ス」として、一般国家予算とは別建てとし国会の承認を必要としないことになった。こうして皇室財産は税金の対象外とされたため、その運用利益が膨らんで、膨大な資産となっていたことも事実である。上領下で、連合国軍総司令部が昭和一〇年（一九四五年）に調べた皇室財産は十五億九〇〇〇万円（現在価格に直すと約三〇五一億八〇〇〇万円）とされたが、現在は国家へ移管されて約五億円程度といわれている。

③ 戦前に、皇室は、こうした資産をもって、功績のあった者、あるいは災害時などに、宮内大臣に命じて、下賜されることができた。例えば、明治天皇は、明治四十四年（一九一一年）二月十一日、時の桂太郎内閣総理大臣を召して、「医療を受けられないで、困っている人たちが、良い医療を受け、再起の喜びをもてるような施設をつくるように

との済生勅語とともに、御手元金百五十万円（今日の百五十万億円ぐらいか）を下賜された。それにより、政府は「恩賜財團済生会」を創設し、芝の三田に「恩賜財團済生会芝病院」を開設した。その後、関東大震災時には被災した妊産婦や乳幼児を収容する施設を追加した。戦後の昭和二十五年（一九五〇年）四月、「恩賜財團済生会」の改組に伴い、「東京都済生会中央病院」と名称を改めている。

④ また、大正十二年（一九二三年）九月一日の関東大震災が発生するや、天皇はその日の内に、大日本帝国憲法第七〇条に基づき、緊急勅令によって、被災した高齢者の養護施設のため、巨額の御下賜金を拠出され、国はその御下賜金と一般義援金を設立資金として、大正十四年（一九二五年）一月十五日、「財團法人 浴風会」を設立し、大震災で被災した高齢者のため、東京都杉並区高井戸に養老施設や病院を作った。この施設は、戦後、占領軍によって接收されたが、日本が独立し、接收解除された昭和二十七年（一九五二）五月に社会福祉法人に改組され、再び老人介護福祉施設として活用されてきており、現在も、「高齢者保健医療総合センター」として新しい「浴風会病院」や老健施設を維持している。

⑤ 上述のように、皇室は、戦前まで、大きな皇室財産を有し、大震災などの情況に応じて、国民のためにそれを下賜・提供してこられた。

しかし、太平洋戦争敗戦後の日本は、占領者として絶対の権力をを持つ連合国軍総司令部（GHQ）により、皇室財産は接收されたり処分禁止となり、皇室財産の範囲も大きく制限され、やがて、GHQ起案になる日本国憲法が出来て、その第八条で、上述のように「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。」と規定された。そのため、皇室財産については、戦前の明治憲法と異なり、大きく制約された。

⑥ しかし、昭和二十六年九月八日のサンフランシスコにおける対日平和条約が発効した翌昭和二十七年四月二十八日以降、国は、こうした皇室財産について、新しい対応を迫られた。それは、独立前は、日本に外交権もなく、在外公館（大使館、公使館、領事館）も閉鎖されていたから、外国から日本國天皇に信任状を提出することもなく、それが外交的なことはすべて連合国軍総司令部（GHQ）が執り行っていた。

ところが、法的に独立したとなると、在外公館にも日本政府から大使・公使・領事を送り、国内の外国公館には、相手国から大使・公使・領事が駐在する。その際、外国から来る大使・公使・領事が信任状を天皇に奉呈する際、その国の高価な名品を献上され

る。となると、皇室もそれなりの返礼として、しかるべき名品を差し上げなければならぬ。その交際費はかなりな額であり、その授受について、この憲法第八条の規定「皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならぬ。」となると、いちいち国会の議決を得ることはたいへんな作業になる。

この問題の対処については、国は本来、憲法のこの第八条を改正するのが筋であるが（マッカーサー自身も、この日本国憲法は、占領統治のための占領下憲法なので、日本が独立するに当たっては当然改正すると思っていた。）、当時、与野党伯仲時代でとても憲法改正の要件「衆参各議院の総議員の三分の一以上の賛成で、国会が発議し・・・」を満たすことができない」とから、政府は、皇室財産処理に関して昭和二十一年制定の「皇室経済法」について、昭和二十七年、および昭和二十八年の改正で対処した。

その「皇室経済法」第二条には、「左の各号の一に該当する場合においては、その度」とに国会の議決を経なくとも、皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が財産を譲り受け、若しくは賜与する」とができる。」として、その中に、「外交のための儀礼上の贈答に係わる場合」等の規定を置いて対処している。

⑦ 戦後も、日本は、数々の大災害に襲われている。例えば、その最大の例として、平成二十三年三月十一日発生の東日本大震災の場合でも、御皇室は、出来れば戦前の関東大震災の時のように、皇室財産から国民救済のために大きな資金を提供したり、御用地を開放して大きな病院を作らせたりしたいと思われても、いまでは、国民のために下賜する資金もなく御用地も限られている。

そこで、天皇皇后、そして皇太子はじめ皇室は、どうされているか、天皇皇后はじめ御皇族方は、被災者の人々に何かお見舞い品を渡したいと思われるのは自然のお気持ちであろう。しかし、被災者にそうしたお見舞い品を渡すこともできない。なぜならば、第八条に「皇室が、財産を・・・賜与する」とは、国会の議決に基かなければならない。との制約があるからである。どの程度の金額をもって、まだどのような物品をもって、本条にいう「財産」に当たるのか問題があるが、その下賜されたものについて、誰かが「それは財産に当たる」などと言出せば、「国会の議決なしに賜与された」として、憲法違反を問われる恐れもあるので、うつかり見舞い品を渡さることもできない。

⑧ また、逆に、災害でなくても、天皇皇后が、地方での行事や顕彰式や植樹祭などに行啓された時に、天皇皇后をお迎えする住民側からすれば、土地の産物や名品を献上した

いと思うのは自然であるが、それが「財産」と見られる恐れがある場合は、お受け取りになるわけにはゆかない。そこで、国民もテレビなどで見るよう明瞭に「財産」と評価されない、「小さな花束をお受け取りになつておられるのである。

しかも、天皇皇后は、被災地御訪問などでは、膝まづかれ、被災者の田線でお話しになられている。それがまた、国民の感動を呼んでいるので、それもよいと思うが、上述した戦前の天皇皇后と比べて、大きな格差があり、御用地の下賜、資産の提供もできない日本国憲法の下では、天皇皇后をして皇族方も、そうされるよりほか、いたわりを現わす方法がないのであり、痛々しくも思う。

⑨ もちろん、戦前と同じようにというわけにはゆかないことだが、すでに、この書の序論にて触れたように、敗戦後の日本は、戦勝国たる連合国の各国民政府によって任命された「極東委員会」のメンバーは、天皇制廃止を強調していたのを、連合軍總司令官として日本統治に当たったマッカーサー将軍は、もし、天皇制を廃止すれば、国民ひとり一人が立ち上がって、日本の統治はできないと考えて、天皇制を存続し、占領下に内閣・国会・裁判所をも認める間接統治を断行してくれたことは、日本人として感謝しなければならない。

こうして、占領下、日本を統治したマッカーサー将軍は、天皇制を残してはくれたが、天皇制廃止を唱える「極東委員会」の手前もあって、直系皇族を除く皇族を廃止し（日本国憲法第十四条）その資産も制約し、税金を科したが、天皇家に対しても、その資産を大幅に削減し、天皇家に対しても相続税など税金を科し、それが今日に継続している。

⑩ それについて、ヨーロッパ諸国の王室の資産を見てみると、第一位はリヒテンシュタインのアダム二世（五〇億ドル（五五〇〇億円））、第二位のルクセンブルクのアンリ大公が四〇億ドル（約四四〇〇億円）、第三位のモナコのアルベール二世が一〇億ドル（約一一〇〇億円）、そして第四位のイギリスのエリザベス女王が五六六億ドル（約五五〇億～六六〇億円）と続く。

これに対して、日本の皇室はどうか、皇居の所有権などは國の所有になつてるので、皇室の私的資産だけ見ると、五〇〇万ドル（約六億円）といわれている。それも、諸外国の王室資産は、税金の対象にならないところが多いのに対し、日本の皇室財産は戦後は相続税や所得税の対象になつてるので、諸外国の王室に比べてランクはかなり低いとされている。これも、連合軍總司令部による天皇家に対する懲罰的措置とも言えるので、この点からも、現行日本国憲法第八条の懲罰的規定を改正すべきであると思う。

したがって、現行第八条は廃止し、次のように改める。

現憲法の条文

第八条〔皇室の財産〕

- ① 日本国の象徴としての天皇の地位に伴つて必要な皇居、その継承者およびその親族のための赤坂御所、さらに、京都御所はじめ各地の御用邸・御用地の土地建物は国庫に属する。
- ② 陵墓その他、皇室に関わる歴史的由緒ある不動産ないし動産も国庫に属する。
- ③ 外国交際のための儀礼上の贈呈ないし受贈についても、国費にて行う。
- ④ 右の管理責任者は宮内庁長官とする。
- ⑤ 国は、皇室に關わる費用を予算に計上し、国会の議決を経なければならない。
- ⑥ その他、皇室財産に關しては、皇室典範ないし皇室經濟法の規定による。
- ⑦ 天皇皇后および皇族は、右のほか、私的立場の所有を妨げられない。

以上〔清原淳平会長記〕